

第4部 武蔵野市障害者計画

障害者計画の策定にあたって

第1期（平成10年3月策定）の障害者計画は平成14年度までのため、平成15年度からの新たな計画を策定します。また、国の新しい「障害者基本計画」も平成15年度からはじまります。

既に平成14年度から、精神保健福祉事務が東京都から移譲され、精神障害者も含めて障害のある全ての人の相談窓口の整備や社会復帰の支援などの福祉サービスの充実が求められています。

さらに、平成15年度より、支援費制度^{*1}が実施されることから、当事者が選べる、障害の種類・程度に応じた新しい障害者施策を構築する必要があります。

このような背景をもとに、障害のある人もない人も、ともに住み慣れた地域で生活するための在宅福祉施策の充実をすすめ、すべての市民が安心して暮らしつづけられる武蔵野市らしいノーマライゼーション^{*2}の実現をめざします。

これまでの障害者施策の実績と課題

前計画においては、8つの重点課題を設定して障害者施策を推進してきましたが、それらの進捗状況と課題は以下のとおりです。

1. 総合的な相談とサービス供給体制の整備

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、個別的な生活支援計画の作成と的確なサービスの提供が可能な相談体制の充実が不可欠です。そこで、市の相談窓口の充実を図るため、サービス調整担当を配置し、障害者の総合的な相談を行ってきました。

さらに平成14年度から、精神保健福祉事務が東京都より移譲されたため、精神保健担当を配置するなど、精神障害者の社会復帰などの支援を行ってきました。

今後は、利用者の幅広い様々な問題に対応できるための相談機能の充実と、利用

^{*1} 支援費制度 これまで行政が障害者サービスを決定してきた「措置制度」を改め、障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用する新たな制度。

^{*2} ノーマライゼーション（normalization） 高齢者や障害者が特別な存在と見られることなく、社会の中で人間としてふつうの生活が送れるような条件を整えること。障害のある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

者の在宅生活を支援するためのケアプラン作成など、より良いサービスを提供するためのケアマネジメント^{*3}ができる体制作りが課題といえます。

相談件数(来所・電話・訪問)	平成14年度実績 (4月～12月)
精神障害者	522件

2．地域自立生活支援事業などの充実

市の窓口だけでなく、身近な地域で福祉サービスの利用の援助や保健・医療・就労・ボランティアなどの利用情報の提供やピアカウンセラー^{*4}による相談などを推進するために、地域生活援助センター「びーと」(身体・知的障害者)、「ライフサポートMEW」(精神障害者)などに事業を委託し推進してきました。

今後は、現在個別に機能している、生活支援センターと市などの関係機関が、社会資源やサービスなどの各々の情報を共有できるためのネットワークづくりが課題となります。

さらに、生活の質向上のために、関係機関とのネットワーク化や、平成15年度から実施される支援費制度に向け、さらなる相談体制の充実と強化を図る必要があります。

支援件数(来所・電話・訪問)	平成13年度実績
地域生活援助センターびーと	6,019件
ライフサポートMEW	6,504件

3．ショートステイ・ホームヘルプサービス事業の充実

住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるために、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスなどの様々な在宅福祉サービスの充実を図り、障害のある人だけでなく家族などの介護者への支援を行ってきました。

中でもショートステイ事業の充実、介護者の介護疲労の軽減(レスパイト^{*5})を図

^{*3} ケアマネジメント(care management)障害をもつ人の個々の状況にあわせて、最善のケアプラン(ケア計画)を作成し、必要なサービスを計画的に提供すること。

^{*4} ピアカウンセリング(peer counseling ピアは仲間、同等の人の意)障害者が自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障害者の相談に応じ問題解決を図ること。ピアカウンセラーはそれを行う人。

^{*5} レスパイト(respite 息抜きの意)高齢者や障害者を、一時的に預かって家族などの介護疲労を軽減すること。

る上での重点課題として取り組み、「桜はうす・今泉」、「なごみの家」へ補助を行い、年間2,700件を越える利用状況となっています。

今後は、ショートステイに関しては、利用希望者が増加しているため、（平成13年度の一日の平均利用者は入所枠4名に対し7.58人）より一層の充実が必要とされています。またホームヘルパーに関しては、サービスの利用量の充実だけではなく、個別の障害に対応するためのサービスの質の確保が課題となります。

また、日常生活を営むことに支障のある心身障害者（児）のいる家庭に対するホームヘルパー派遣事業のほかに、平成10年度より精神障害者に対するホームヘルパー派遣を開始しました。さらに平成14年4月から視覚障害者ガイドヘルパー^{*6}と同様に知的障害者ガイドヘルパーの派遣を行うなど、ホームヘルプサービスの充実を図っています。

ショートステイ利用件数 （平成13年度実績）		ホームヘルパー派遣回数・派遣時間 （平成13年度実績）		
桜はうす・今泉	1,729件	ホームヘルプサービス	9,670回	25,682時間
なごみの家	1,036件	精神障害者ホームヘルプサービス	417回	617時間

4. 雇用支援体制の整備

就労機会の充実と安定雇用の促進のため、市などの公共機関や民間企業からの事業委託、ハローワークとの連携による障害者の雇用情報の展示、就職相談など、雇用支援体制の整備は重要な課題の一つでしたが、構造的な不況などもあり、市として十分な取り組みができなかった面もありました。その中でも、安定した雇用先の開拓と就業の確保を図るため障害者人材センターの設置について検討を行ってきました。

一般就労が困難な障害のある人が生きがいのある生活をするための場として、6カ所の小規模作業所^{*7}への支援を行い就労の場を確保し、さらに卒業後の対策として市単独事業で作業所定員の上乗せを行っています。

また、精神障害者の社会復帰の場の充実を図るために、市では市内3カ所の施設（就労支援センターMEW、ワークショップMEW、ライフサポートMEW）への支援を行ってきました。

^{*6} ガイドヘルパー 視覚障害者や知的障害者の外出を手助けする人。

^{*7} 小規模作業所 障害者の働く場として障害者、親、職員をはじめとする関係者の共同の事業として地域で生まれた施設。福祉作業所、小規模授産所、共同作業所などの名称でも呼ばれている。

今後は、養護学校^{*8}などを卒業する児童、生徒の就労の場の確保のための支援体制の充実が課題となります。

施設名	平成13年度実績		
	定員	利用者	上乘せ分
いずみ作業所	20人	13人	
ひまわり作業所	なし	19人	
千川作業所	19人	22人	3人
チャレンジャー	19人	24人	5人
むさしのワークス	19人	21人	2人
ゆーあい第一作業所	19人	15人	

訓練延べ人数 (平成13年度実績)		
就労支援センターMEW	2,406人	市内5カ所公園清掃など
ワークショップMEW	3,738人	リサイクル品販売など

5. バリアフリーモデル事業の実施

障害のある人もない人も、住み慣れた地域の中で暮らすことができるような、福祉のまちづくりを効果的に推進していくためには、公園、道路、建物などのバリアフリー化の促進が不可欠と考えられます。市では福祉のまちづくりのシンボルとして、すべての人が快適に使うことができるユニバーサルデザイン^{*9}を基調に、障害者や高齢者などの様々な人々が交流できる公園の整備を行ってきました。

平成13年度実績		
公園の名称	完成年月	公園の特徴
市民の森公園 (関前3丁目)	平成13年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子で園内を自由に移動できるよう段差を解消。 ・ポーター花壇の設置(車椅子のままで植付け作業ができる)。 ・だれでもトイレ(車椅子で利用できる他、乳児のオムツ交換ベッドなどが有る)の設置。

*8 養護学校 知的障害者・肢体不自由・病弱者にたいして、普通教育に準ずる教育を行い、必要な知識・技能を身につけるための学校。

*9 ユニバーサルデザイン(universal design)高齢者・障害者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

さらに、道路の段差解消などにも取り組み、平成7年に武蔵野市段差解消等検討委員会で指摘された箇所すべてについて、平成14年度中に解消しました。

また、公園、道路、建物などの物理的なバリアフリー(障壁の除去)だけでなく、障害のある人に対する誤解や偏見、差別などの意識上、制度上のバリアを取り除く、こころのバリアフリーの推進のため、体験ボランティアによる地域交流、小中学校体験学習など、啓発活動の充実を行ってきました。

2001 夏体験ボランティア(ボランティアセンター武蔵野) (平成13年度実績)				
区 分	男 性	女 性	合 計	活動領域別参加者数(延人数)
小中学生	1人	36人	37人	高齢者関係 73人 障害者関係 47人 児童関係 80人
高校生	10人	32人	42人	
大学生	13人	52人	65人	
社会人、その他	1人	10人	11人	

小中学校体験学習(市立小学校) (平成13年度実績)				
学 校 名	学 年	参加人数	施設名と内容	期 間
第二小学校	6年	10人	障害者総合センター 施設見学後自分たちでできることをまとめて発表	H13年9月17日
大野田小学校	6年	102人	障害者総合センター他 ボランティア活動を通じて障害者を理解する	H14年2月12日
関前南小学校	5年	40人	千川作業所 道徳「ともに生きる」授業で施設職員の話聞く	H13年5月31日
第二中学校	2年	2人	障害者福祉センター 体験を通じて地域との交流、連携を深める	H13年6月5日～ 6月7日
第四中学校	2年	1人	デイセンター山びこ 職場体験、介護の補助	H13年11月13日 ～14日

今後も駅、官公署など公共施設での段差解消やエレベーター、点字ブロックなどの設置を図ると共に、民間施設などにおいてもバリアフリー化を推進するための啓発活動などが課題といえます。

また、こころのバリアフリーの推進に関しては、障害のある人に対する偏見、誤解や差別などを解消するために、各施設、学校、ボランティアセンター武蔵野などと連携し、障害のある人の自立や社会参加を図る取り組みを継続していくことが必要です。

6．武蔵野市福祉公社サービス利用の拡大

住み慣れた場所で安定した生活を送ることができるよう、武蔵野市福祉公社サービス利用の拡大の検討を行い、資産活用による有償在宅サービス、法律・税務などの専門相談などのサービスを実施しました。

今後も「成年後見制度」、「権利擁護事業」の促進を図るため、サービスの利用がしやすい制度に向け、地域での自立生活支援の充実を図っていきます。

7．生活訓練の充実

障害者福祉センターでは、平成12年度より土曜開館を実施しました。事業としては、日常生活訓練事業の「絵の会」、リハビリテーション事業の失語症グループ訓練「桜の会」、音楽療法を行っています。また、土曜日の施設貸し出しの実施により利便性が向上しました。日曜開館については、今後の検討課題といえます。

平成 13 年度実績			
	実施回数	実人数	延べ人数
日常生活訓練事業 絵の会	22回	13人	195人
失語症グループ訓練 桜の会	12回	13人	130人
音楽療法 (土曜日分)	37回	11人	314人

また、聴覚・視覚障害者の生活訓練については、平成11年6月から視覚障害者生活訓練「いろりの会」を実施しています。しかし聴覚障害者の生活訓練については、ニーズの把握が不十分なため、現在は実施していません。

平成 13 年度実績			
	実施回数	実人数	延べ人数
いろりの会	40回	7人	169人

8 . 障害者福祉センターの充実

平成12年度の介護保険制度、平成15年度の支援費制度など、社会福祉基礎構造改革の中で、障害者福祉センターのあり方については地域リハビリテーションの拠点としたり、地域自立支援事業の実施をするなどの構想がありますが、いずれも総合的な見地から検討する必要があり、現状維持が続いています。

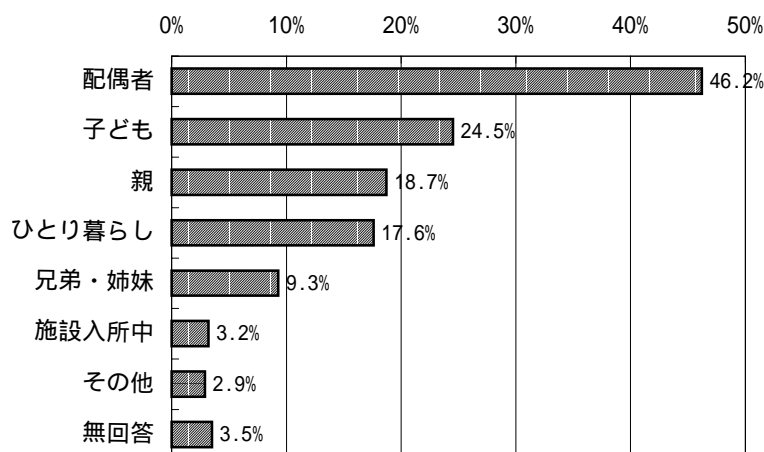
そのような中、緊急一時保護事業については平成12年度よりショートステイ事業に移行し、社会福祉法人に委託して実施しています。その結果、レスパイト目的の利用など利用要件は格段に広がりました。

平成13年度実績				
	家族の疾病	冠婚葬祭	レスパイト	訓練
緊急一時保護事業	4件	4件	25件	2件

障害のある市民の実態 ～平成13年度武蔵野市障害者実態調査より～

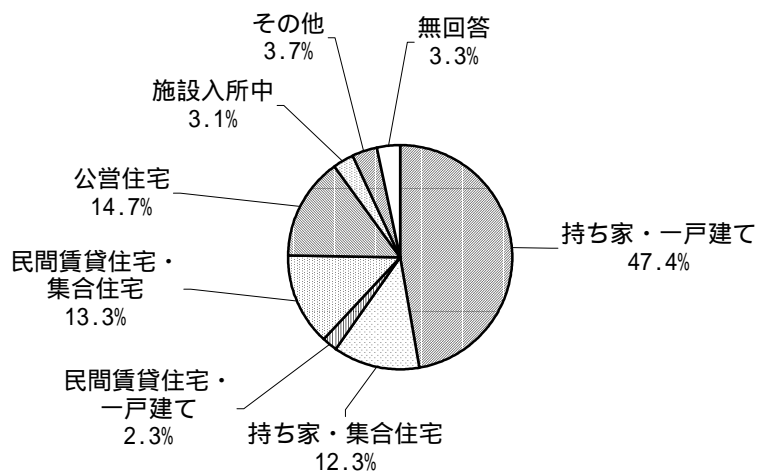
1. 世帯の状況

家族構成は、「配偶者」と共に住んでいる割合が46.2%と最も多く、「子ども」との同居は24.5%、「親」との同居は18.7%を占めています。



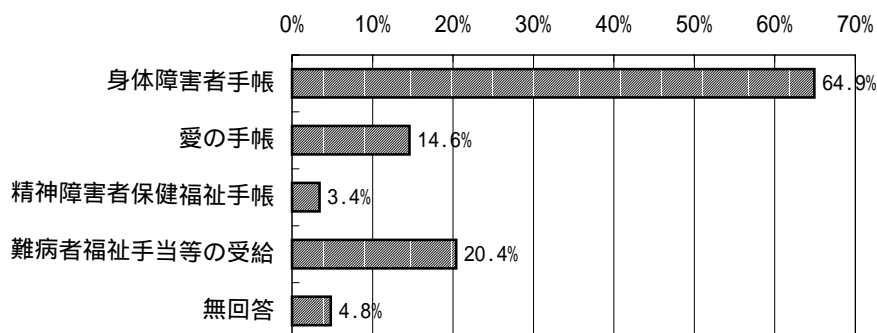
2. 住居の状況

「一戸建ての持ち家」に住む割合は47.4%、「マンションなどの集合住宅の持ち家」の割合は12.3%で、両者を合わせると約6割が持ち家でした。持ち家でない方については「都営・市営・公団などの公営住宅」が14.7%、「マンションなどの集合住宅の民間賃貸住宅」が13.3%と多くなっていました。



3. 手帳の所持と手当等の受給

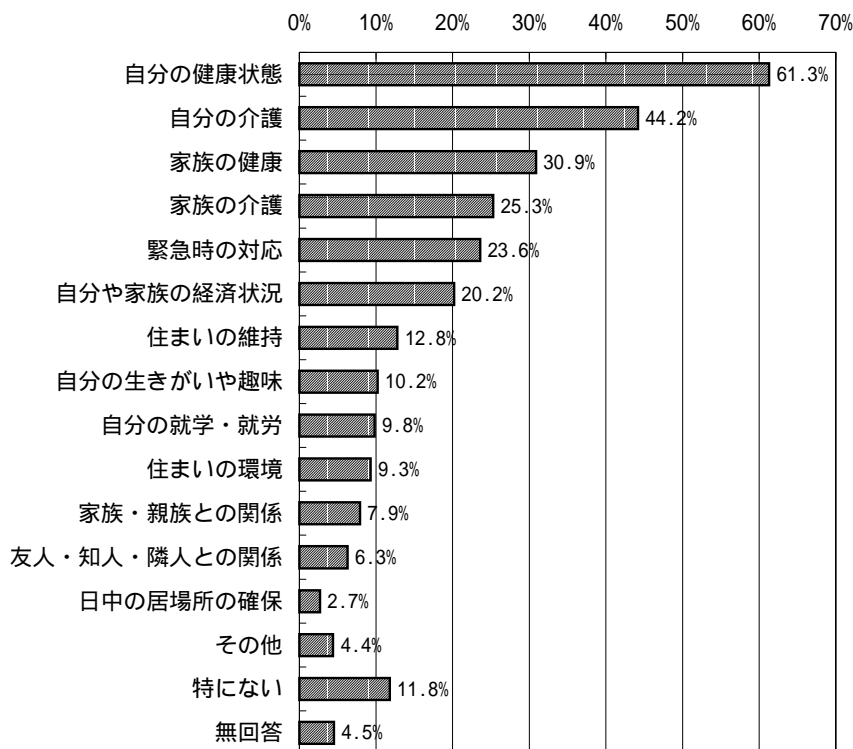
「身体障害者手帳」を所持している方は64.9%、「難病^{*10}者福祉手当などの受給を受けている」は20.4%、「愛の手帳」は14.6%の方が所持していました。また、「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方は3.4%となっていました。



障害者手帳を一つ所持している、または手当のみを受給している方は1,924人です。一方、手帳や手当を2つ所持ないし受給している方は174人、3つ所持ないしは受給している方は3人でした。

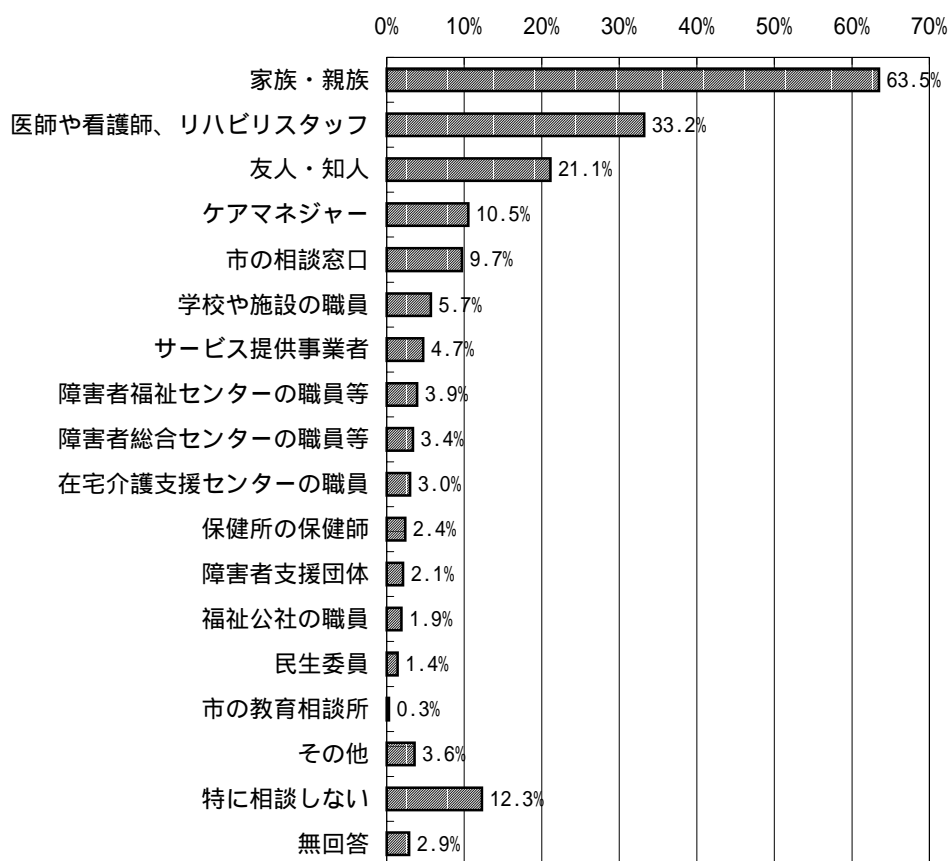
4. 現在の生活における悩みごとや相談

現在の悩みや心配ごとについて尋ねたところ、「自分の健康状態」が61.3%と高く、次いで「自分の介護」(44.2%)、「家族の健康」(30.9%)が挙げられました。



*10 難病 原因が不明で治療方法も未確立であり、かつ、経過が慢性にわたる疾病。

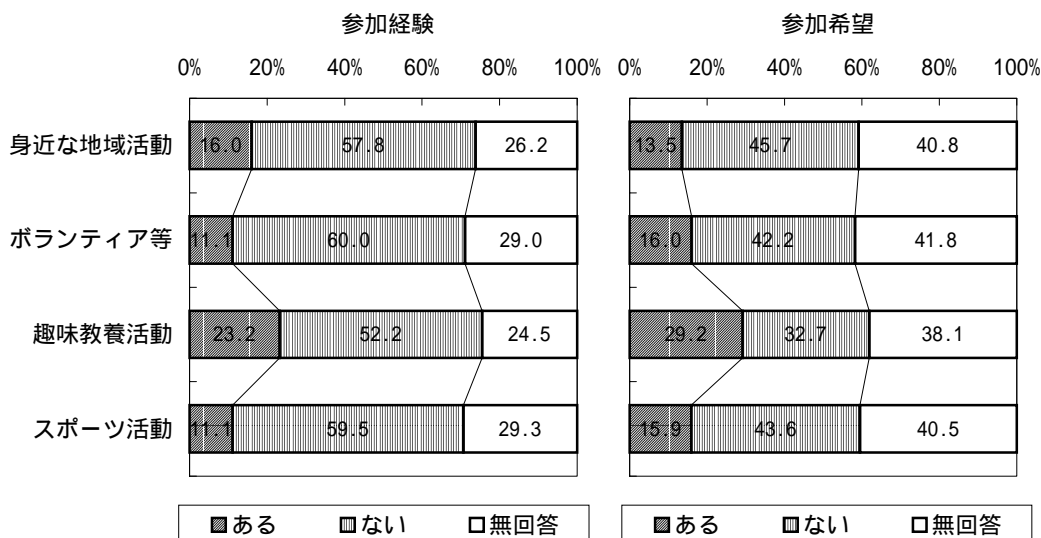
悩みや心配事を挙げた回答者に相談相手を探ねたところ、「家族・親族」が63.5%と最も多く、次いで「医師や看護師、リハビリスタッフ」(33.2%)、「友人・知人」(21.1%)が挙げられました。「市の相談窓口」と答えた回答者は9.7%でした。



5 . 社会参加の状況

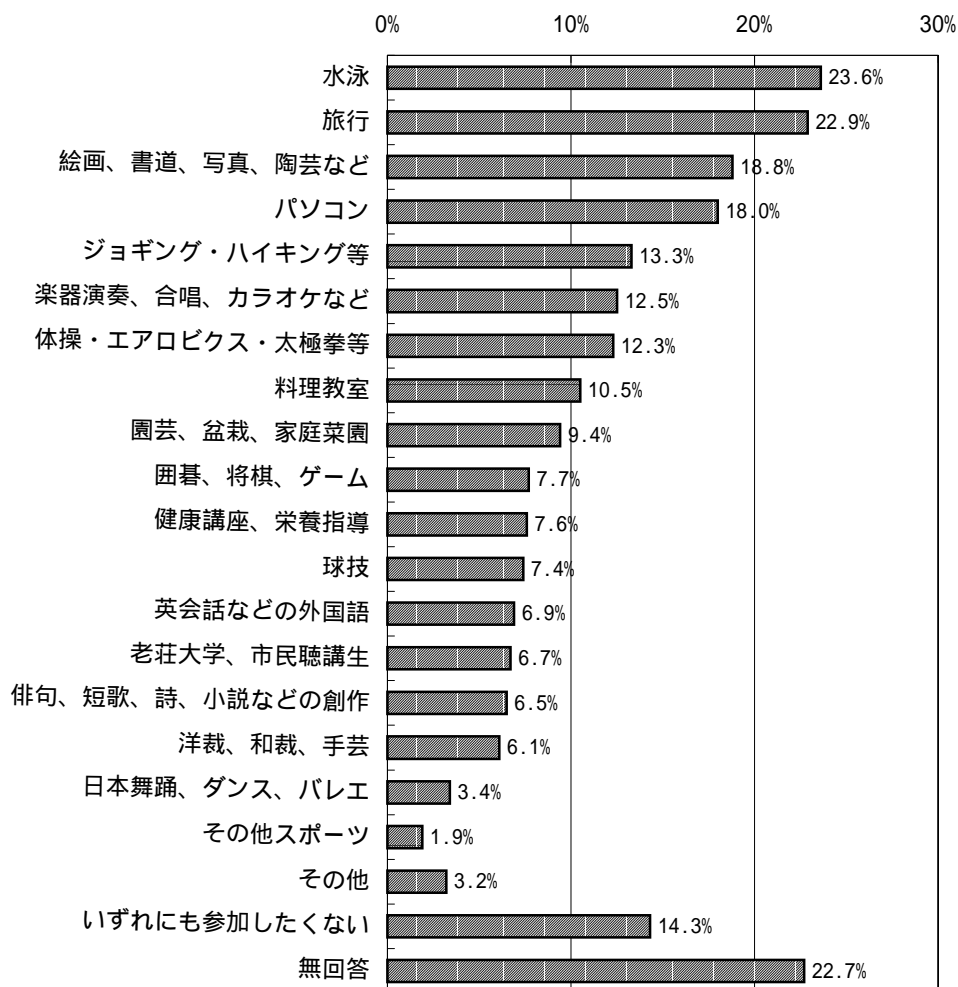
(1) 社会参加活動への参加経験と参加希望

社会参加活動への参加経験と参加希望について尋ねたところ、「趣味・教養・学習活動」への参加の経験がある割合が23.2%、参加を希望する割合が29.2%と最も高くなっていました。参加希望は「ボランティア等」は16.0%、「スポーツ活動」は15.9%、「地域活動」は13.5%でした。



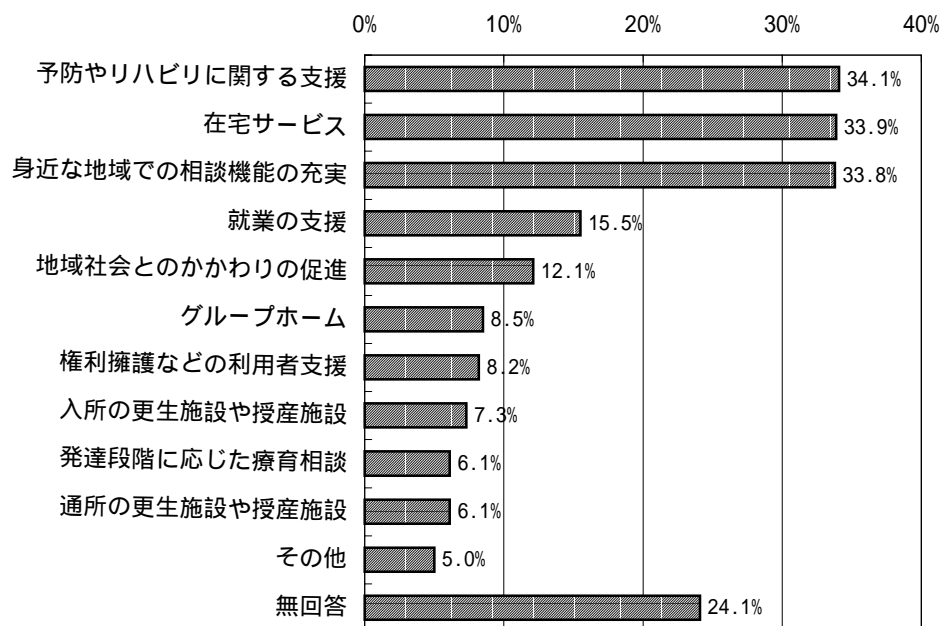
（２）参加を希望する活動

参加してみたい活動について尋ねたところ、「水泳」と「旅行」がそれぞれ23.6%、22.9%と高くなっていました。また、回答者の18.0%が「パソコン」を挙げていました。「いずれにも参加したくない」と答えた割合は14.3%でした。



6. 充実を希望するサービス

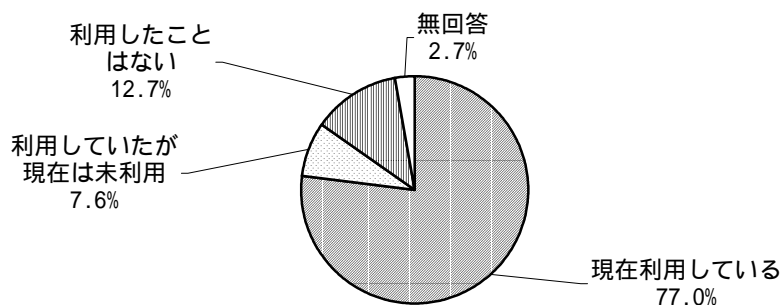
武蔵野市の障害者福祉において、今後どのようなサービスの充実を希望するかを尋ねたところ、「予防やリハビリに関する支援」「在宅サービス」「身近な地域での相談機能の充実」がそれぞれ34.1%、33.9%、33.8%と高くなっています。また、「就業の支援（15.5%）」や「地域社会とのかかわりを促進する支援策（12.1%）」の充実に対しても多くの希望が寄せられました。



7. 介護保険サービスの利用について

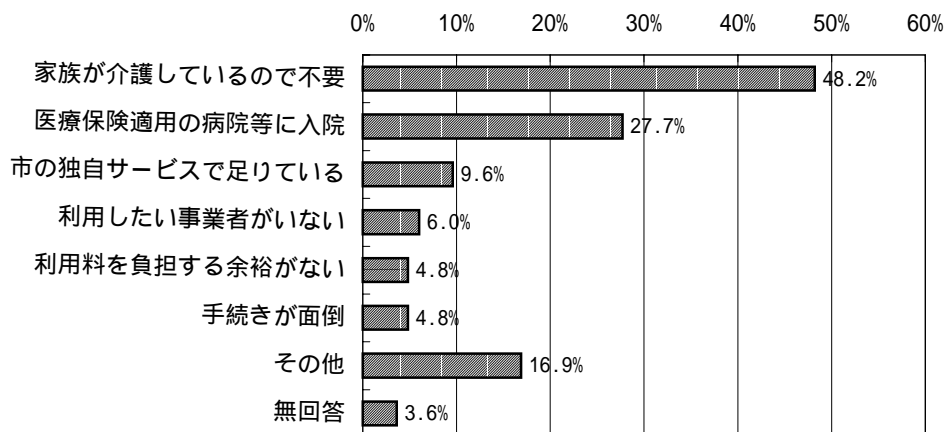
(1) 介護保険サービスの利用状況

要介護認定を受けた回答者のうち、介護保険サービスを「現在利用している」割合は77.0%、「利用したことはない」割合は12.7%でした。



(2) 介護保険サービスの未利用の理由

「介護保険サービスを利用したことはない」、「利用していたが現在は利用していない」と答えた回答者に利用していない理由について尋ねたところ、「家族が介護しているため」が48.2%、「医療保険適用の病院・医療機関に入院しているから」が27.7%でした。



武蔵野市のめざす障害者施策

1．基本理念と基本目標

（1）基本理念

障害のある人が安心して暮らし続けられ、積極的にまちづくりに参加し、障害のある人もない人も、すべての市民にとって住みやすい武蔵野市にする。

（2）基本目標

障害のあるすべての人が自らの選択に基づく多様な生活スタイルを確保して、地域で自立した生活を営み、安心して暮らし続けることができるように多様な福祉施策を推進します。

障害のある人が、福祉サービスなどの利用について自ら選択し、自ら決定できるよう相談や利用援助などの支援体制づくりを推進します。

障害のある人が地域で生活できるよう、建物・移動・情報・制度・慣行・心理など、ハード・ソフト両面にわたる、すべての障壁(バリア)を除去するための施策を推進します。

この目標のため医療・福祉・教育・就労などのすべての分野において、NPOや地域住民などと効果的な連携・協力をする体制づくりを推進します。

2．重点施策と主な取り組み

（1）住み慣れた地域で安心・安全に生活するために ～生活基盤の確立と支援～

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、諸々の問題に対応するため生活支援システムを構築し、障害のある人や家族が安心できる在宅福祉サービスの質と量の拡充を図ります。

【主な取り組み】

生活支援システムの構築
在宅福祉サービスの充実
保健・医療の充実
人材育成の充実

サービス事業者誘致・育成
安心できる生活の支援
施設サービスの充実

（２）地域で自立した生活をするために ～自立の促進～

障害の早期発見、早期治療を図り、幼児期より障害に合った教育、訓練などを実施し、障害の軽減を図り、地域で生活できるための自立の促進を図ります。

【主な取り組み】

保育・教育の充実

機能訓練の充実

自立生活の推進

（３）地域の中でいきいきと活動するために ～社会参加の促進～

障害のある人の就労機会の支援、地域の交流を図るための自主的な活動の支援など、地域社会の中に積極的に参加できる施策を推進します。

【主な取り組み】

雇用・就労の支援

生きがいづくり

自主的な活動の支援

外出の支援

（４）暮らしやすい福祉のまちづくりのために ～バリアフリーの推進～

障害のある人が自らの意志によって自由に活動することができるよう、生活上のバリアを取り除くための施策を推進します。

【主な取り組み】

バリアフリー化の推進

こころのバリアフリーの推進

ボランティア活動の推進

情報提供の推進

（５）利用者本位の新しいしくみづくりのために ～利用者支援の充実～

支援費制度への移行に伴い、自らが選択し、決定する契約制度となります。利用者によりよいサービスを提供できるよう、システムの確立やトラブルなどを予防するため、利用者を支援するしくみを確立します。

【主な取り組み】

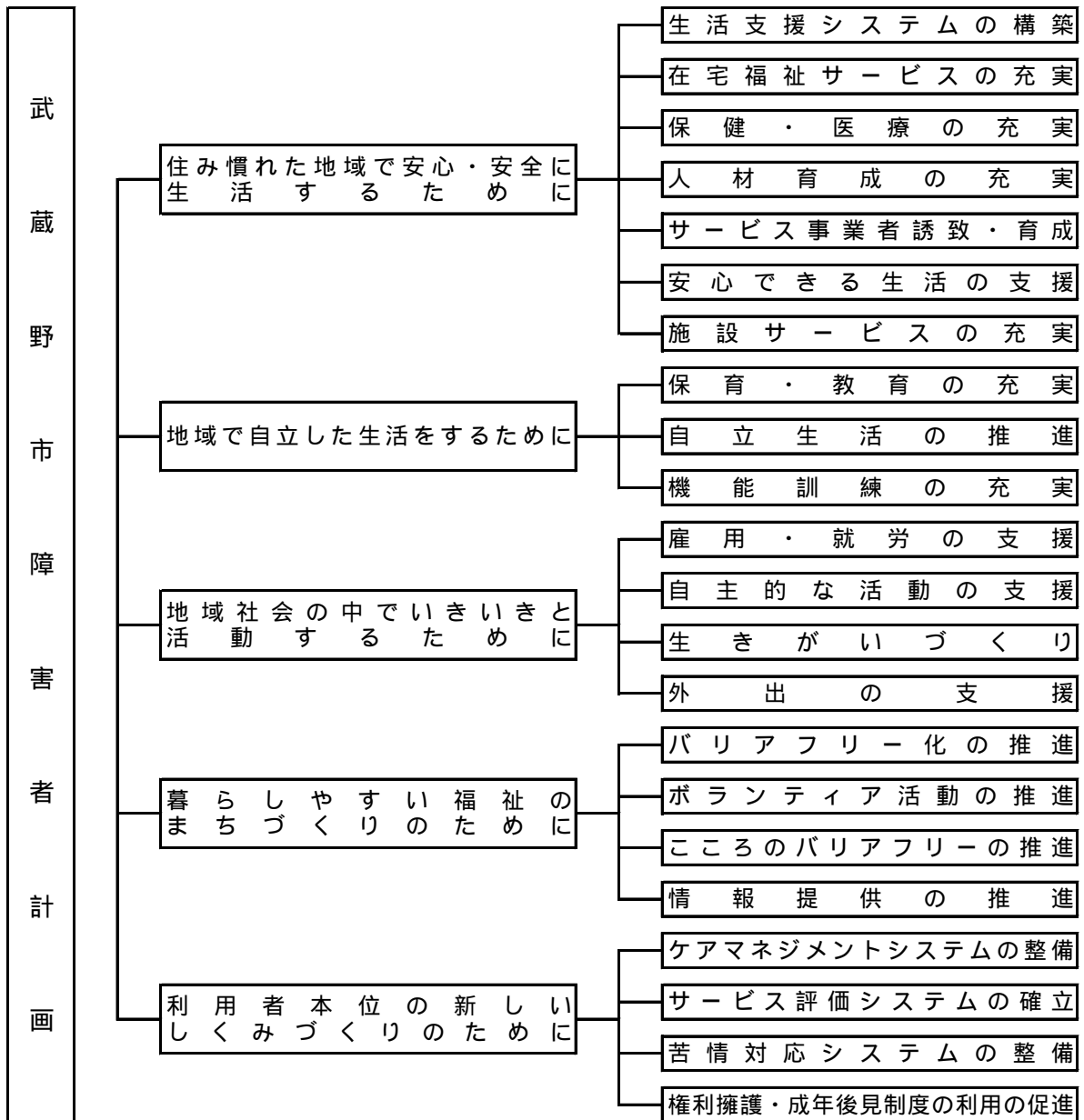
ケアマネジメントシステムの整備

苦情対応システムの整備

サービス評価システムの確立

権利擁護・成年後見制度の利用の促進

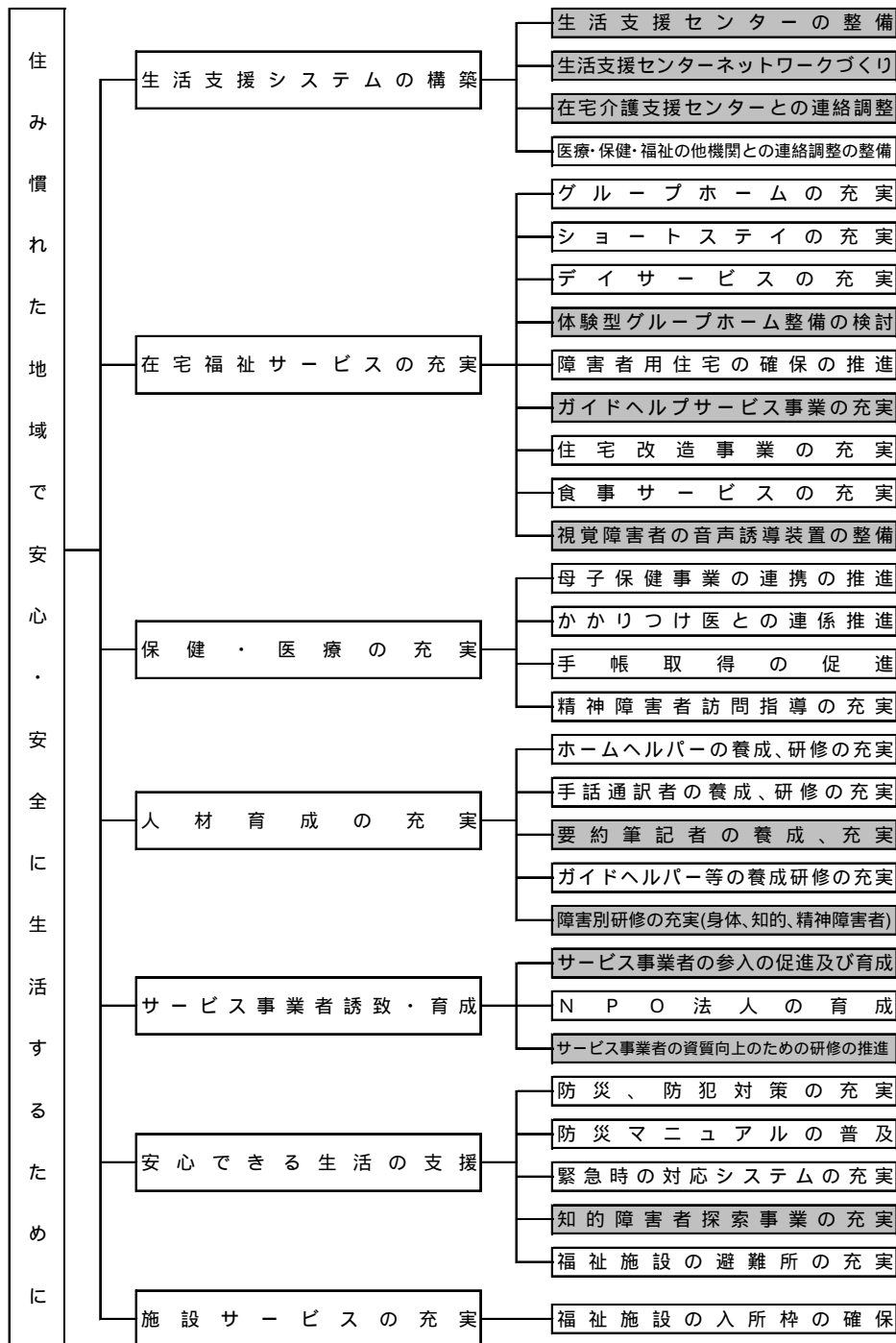
武蔵野市障害者計画の体系



個別施策の展開

1. 住み慣れた地域で安心・安全に生活するために

～生活基盤の確立と支援～



*網掛は新規事業

（１）生活支援システムの構築

地域での生活が安心して続けられるよう、身近な相談・助言と多様なニーズに対応する生活支援システムを構築します。

個別施策	説明
生活支援センターの整備	住み慣れた地域で生活ができるよう、身近に相談ができる生活支援センターを整備し、専門の職員を配置するなど、支援体制の構築を図る。
生活支援センターネットワークづくり	各生活支援センターや、障害者福祉課が協力し、サービスなどの情報を共有化することにより、利用者により良いサービスの提供ができるようネットワーク化を図る。
在宅介護支援センターとの連絡調整	高齢障害者の福祉サービスを利用者にあったサービスにするため、障害者福祉課や生活支援センター及び在宅介護支援センターが連携し質の高いケアマネジメントを行う。
医療・保健・福祉の他機関との連絡調整の整備	サービスの向上を図るため、医療、保健、福祉などの関連機関との連携を図り、障害者の負担の軽減を図る。

（２）在宅福祉サービスの充実

障害のある人が在宅で生活が継続できるようサービス基盤を整備します。

個別施策	説明
グループホーム ^{*11} の充実	障害のある人が生活支援を受けながら、少人数で共同生活ができる場を確保し充実を図る。
ショートステイの充実	家族が疾病、事故および冠婚葬祭などにより一時的に介護することができない時やレスパイトなどに、在宅の障害をもつ人を預かり、地域で安心して暮らすことができるよう家族を支援する。
デイサービスの充実	在宅で生活する障害のある人の自立促進、生活改善、身体機能の維持向上を図り、社会参加を促進するため整備充実を図る。
体験型グループホーム整備の検討	知的障害者などが親から独立し、自立した生活を経験するため、一定期間生活訓練を行うための施設の整備を検討する。
障害者用住宅の確保の推進	公営住宅の建て替えや借上げなどで障害者住宅の確保を推進し、公的住宅や民間住宅においても障害のある人に配慮した住宅を誘導する。
ガイドヘルプサービス事業の充実	社会参加を積極的に促すために、個別ニーズに応じた外出の機会を持てるよう支援する。
住宅改造事業の充実	在宅で自立した生活を営むため、また、介護者の介護の軽減を図るため、住宅を改造し、障害のある人が使いやすいとする。
食事サービスの充実	ひとり世帯などの障害のある人の健全な食生活を確保し、生活習慣病を予防するため、サービスの拡大を図る。

*11 グループホーム（group home）少人数の障害のある人が就労しつつ、日常生活の援助を受けて共同生活する施設。

個別施策	説明
視覚障害者の音声誘導装置の整備	視覚障害者が施設の利用を円滑にできるよう音声誘導装置を整備する。

（３）保健・医療の充実

障害の早期発見と重度化を予防し、健康を維持するため、医療機関との連携を図ります。

個別施策	説明
母子保健事業の連携の推進	障害を早期に発見するため、健診の受診率を上げ、早期発見、早期に治療や療育につなげ障害の軽減を図る。
かかりつけ医との連携推進	かかりつけ医と連携して、適切なサービスの提供を図る。
手帳取得の促進	障害者福祉サービスを利用しやすくするため、障害のある人の手帳の取得を促進する。
精神障害者訪問指導の充実	精神障害者が安心して生活できるよう医療・生活相談指導などを行うため、保健師による訪問活動の充実を図る。

（４）人材育成の充実

介護者に障害にあったサービスの提供やサービスの質の向上及び量的充実を図るため、人材の育成を充実します。

個別施策	説明
ホームヘルパーの養成、研修の充実	在宅生活を支援するため、障害にあったホームヘルパーの養成や質の向上を図る研修を実施する。
手話通訳者の養成、研修の充実	聴覚障害者のコミュニケーションの手段である、手話通訳者を養成し質の向上を図るため、研修を実施する。
要約筆記者 ^{*12} の養成、充実	聴覚障害者などのコミュニケーションの手段である、要約筆記者を養成し、質の向上を図る。
ガイドヘルパー等の養成研修の充実	外出を促進するため、ヘルパーを養成・確保し、資質の向上を図る。
障害別研修の充実 (身体、知的、精神障害者)	障害のある人個々人にあった介護者を育成するため、研修を実施する。

*12 要約筆記者 市や学校など公共的団体が主催する講演会、研修会、PTAなどの行事で講演内容を要約筆記し、中途失聴・難聴者などの意思伝達を仲介することで社会参加を支援する人。

（５）サービス事業者誘致・育成

サービスの供給量の確保や質の向上を図るため、民間事業者などの誘致や育成を図ります。

個別施策	説明
サービス事業者の参入の促進及び育成	サービスの供給を増やすため、民間事業者の参入を促進し、良質なサービスを提供できるよう事業者を育成する。
NPO法人の育成	利用者の個々のきめ細かなニーズにあったサービスの提供者であるNPO法人を育成し、サービス供給体制の強化を図る。
サービス事業者の質向上のための研修の推進	サービス事業者が利用者の要望に応えるサービスを提供するため、質の向上を図る研修などを推進する。

（６）安心できる生活の支援

災害や犯罪などの被害を未然に防ぐため、日頃より地域住民と連携し、その対策に努めます。

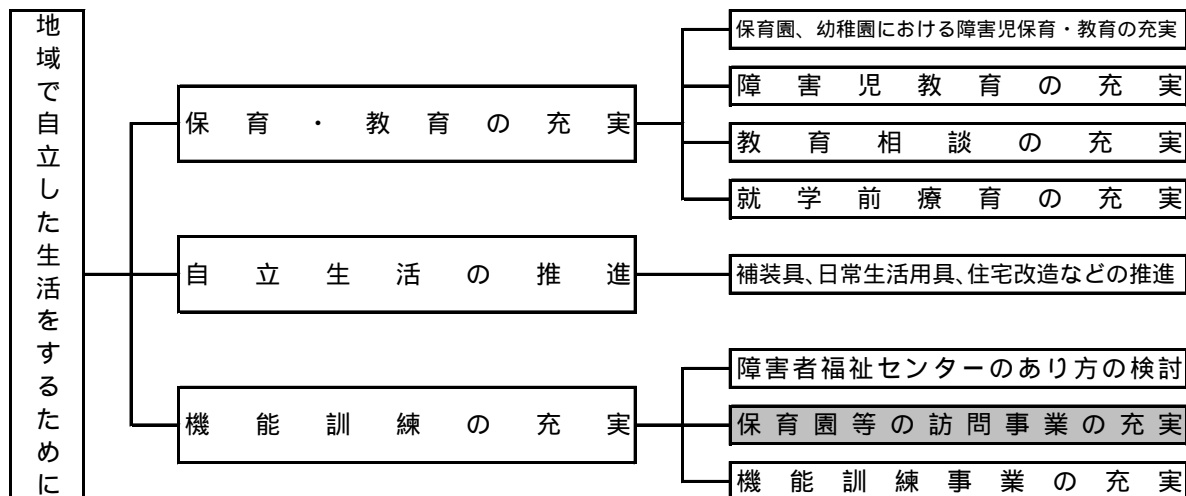
個別施策	説明
防災、防犯対策の充実	障害者世帯の防災、防犯のために行政、警察、民生委員、地域住民との連携を図る。
防災マニュアルの普及	災害時の安否確認や防災マニュアルに基づき、避難などの手順を普及する。
緊急時の対応システムの充実	一人暮らしや病気などで日常生活に不安のある方の緊急時対応システムの充実を図る。
知的障害者探索事業の充実	知的障害者が道に迷ったり、行方不明になったとき、知的障害者探索システムにより、早期に発見し、安全を確保する。
福祉施設の避難所の充実	災害などの避難場所として福祉施設を活用し、その受入体制を充実する。

（７）施設サービスの充実

強度行動障害などで在宅生活が困難な障害者の生活の場を確保します。

個別施策	説明
福祉施設の入所枠の確保	在宅での生活が困難な障害のある人が安心して生活ができるよう、福祉施設の入所枠を確保する。

2. 地域で自立した生活をするために ～自立の促進～



*網掛は新規事業

(1) 保育・教育の充実

障害児の健全育成を図るため、早期に保育・教育を実施し、障害の軽減を図ります。

個別施策	説明
保育園、幼稚園における障害児保育・教育の充実	保育園、幼稚園に障害児を受け入れ、集団の中で生活能力を育む。
障害児教育の充実	幼児期から障害にあった教育を受けることによって、個々の特性に見合う発達を促す。
教育相談の充実	保護者の教育上の悩みや相談など、関係機関と連携し、幼児から成人にいたるまでの教育に関する相談体制を充実する。
就学前療育の充実	障害の多様化に対応して、幼児期から就学前療育の充実を図る。

(2) 自立生活の推進

自立した生活を営めるよう日常生活用具などの利用を促進します。

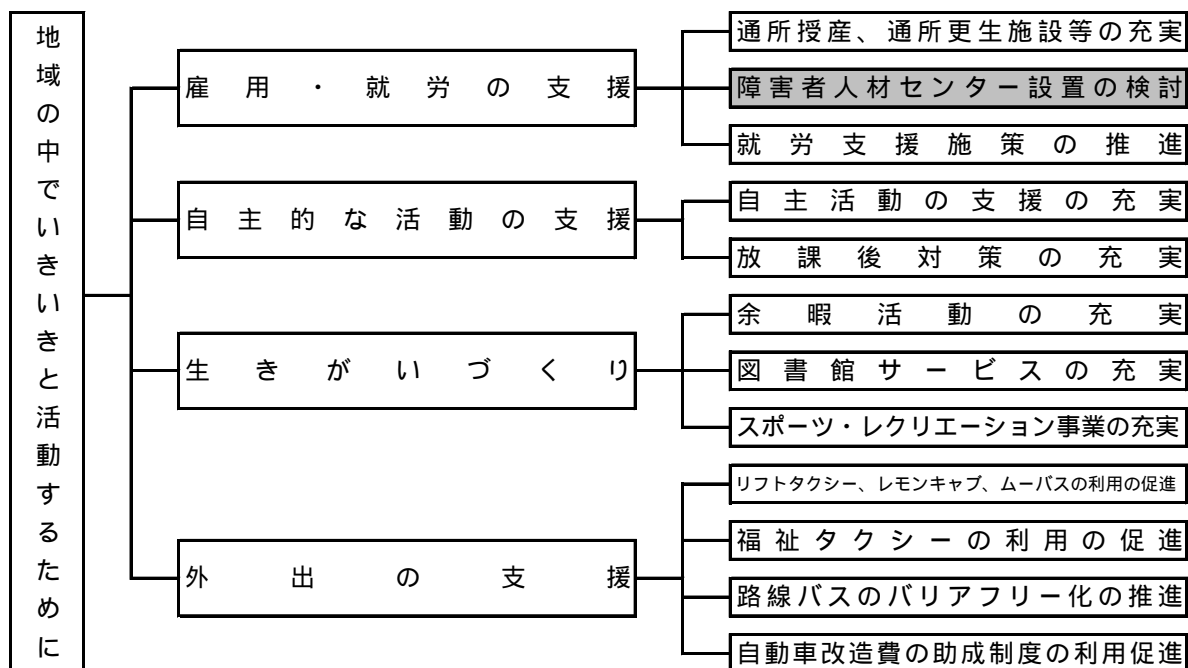
個別施策	説明
補装具、日常生活用具、住宅改造などの利用の推進	障害を軽減し自立した生活ができるよう補装具、日常生活用具などの利用の促進を図る。

（３）機能訓練の充実

機能訓練の充実を図るため、現状を検証し、事業の充実を図ります。

個別施策	説明
障害者福祉センターのあり方の検討	障害者福祉センター機能回復訓練事業の利用者の増加や継続を希望する方も多くなり、また、介護保険の施行により高齢者と障害者の領域が曖昧となっているため、センター全体のあり方を検討する。
保育園等の訪問事業の充実	発達途上の障害児の通う保育園などに専門職員を派遣し、保育士などと連携することにより、障害児の発達の促進を図る。
機能訓練事業の充実	障害者福祉センター、保健センターなどと連携し、障害にあった機能訓練の充実を図る。

3. 地域社会の中でいきいきと活動するために ～社会参加の促進～



*網掛は新規事業

(1) 雇用・就労の支援

就労の機会の確保と雇用促進のため、施設の整備・充実を促進します。

個別施策	説明
通所授産 ^{*13} 、通所更生施設 ^{*14} 等の充実	就労の場を確保するなかで、就労意欲を高め、自立生活をめざすための、整備・充実を図る。
障害者人材センター設置の検討	障害のある人の就労に向け、相談、訓練などの施策を検討する。
就労支援施策の推進	障害にあった就労を促進するため、関係機関と連携し、就労を支援する。

*13 通所授産施設 心身上の理由により一般就労が困難な障害者が、通所しながら、就労や技能習得のための機会を得て、自立を助長することを目的とした施設。（身体障害者通所授産施設および知的障害者通所授産施設がある。）

*14 通所更生施設 障害者が通所しながら日常生活における自立と社会参加のために必要な生活訓練や職業訓練などを行うことを目的とした施設。

（２）自主的な活動の支援

余暇時間を有効に活用できるよう、家族やボランティアなどの自主的な活動を支援します。

個別施策	説明
自主活動の支援の充実	障害のある人、家族、ボランティアなどが実施する活動を支援する。
放課後対策の充実	児童・生徒の放課後を有効に活用するため、地域デイグループ ^{*15} などへの支援の充実を図る。

（３）生きがいづくり

充実した生活ができるよう、多様なスポーツ・文化芸術活動を推進します。

個別施策	説明
余暇活動の充実	余暇を利用して趣味活動の拡大や仲間作りなど、余暇活動の充実を図る。
図書館サービスの充実	図書館を利用しやすくするため、点字図書、録音図書、対面朗読、拡大写本などのサービスの充実を図る。
スポーツ・レクリエーション事業の充実	充実した生活をするため、スポーツ・レクリエーションなどの事業の充実を図る。

（４）外出の支援

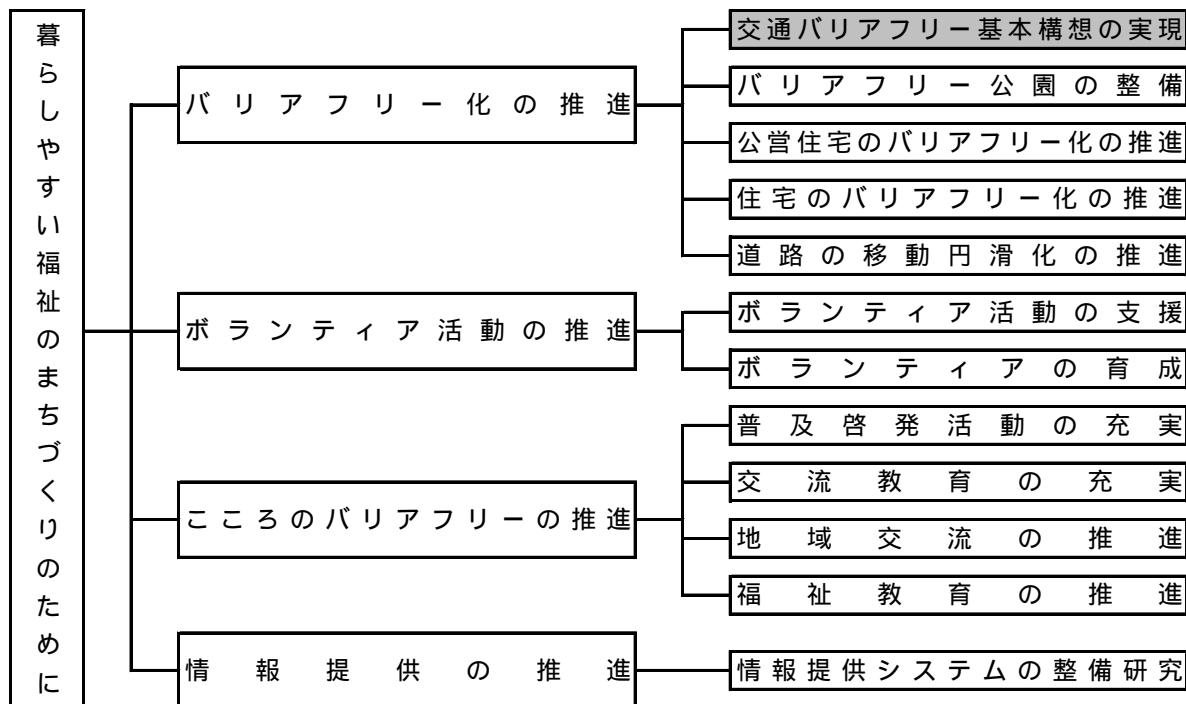
障害のある人の社会参加を促進するため、多様な移動手段の充実に努めます。

個別施策	説明
リフトタクシー ^{*16} 、レモンキャブ、ムーバスの利用の促進	外出を促進するため、リフトタクシー、レモンキャブ、ムーバスの利用促進を図る。
福祉タクシーの利用の促進	外出を促進するため、福祉タクシーの利用を促進する。
路線バスのバリアフリー化の推進	障害のある人が利用できるノンステップバスなどの導入を推進する。
自動車改造費の助成制度の利用促進	自家用車を改造する助成制度を活用して、外出を促進する。

*15 地域デイグループ 在宅の心身障害者(児)の自立を目的として、心身障害者(児)に対する創作活動および機能訓練または学齢児童を主な対象とした集団活動や訓練を行う地域のグループ。

*16 リフトタクシー 高齢者や障害者の送迎などのために、車椅子用の昇降機を設置した改造タクシー。

4. 暮らしやすい福祉のまちづくりのために ～バリアフリーの推進



*網掛は新規事業

(1) バリアフリー化の推進

誰もが快適で生活しやすい、バリアフリーに配慮したまちづくりを推進します。

個別施策	説明
交通バリアフリー基本構想 ^{*17} の実現	電車、バスなどの公共機関を利用した移動を円滑にするため、武蔵野市交通バリアフリー基本構想に基づき、駅にエレベーター、エスカレーターを設置し、駅及び駅周辺のバリアフリー化を推進する。
バリアフリー公園の整備	誰もが利用できるバリアフリーの公園を整備する。
公営住宅のバリアフリー化の推進	公営住宅を利用する歩行困難者や車椅子などの障害のある人が快適に生活できるように、エレベーターの設置や段差の解消及び手すりの設置など、バリアフリー化を推進する。
住宅のバリアフリー化の推進	転倒防止や介護の軽減を図るため、住宅のバリアフリー化を推進する。

*17 交通バリアフリー基本構想 高齢者・障害者・妊産婦などが、公共交通機関を利用する際の移動の利便性や安全性の向上を促進するため、市町村が主導することにより、地域のバリアフリー施策を平成22年度までに重点的かつ一体的に推進する。

個別施策	説明
道路の移動円滑化の推進	道路の移動円滑化整備ガイドライン ^{*18} に基づきバリアフリー化を推進する。重点整備地区については道路管理者、公共交通事業者、公安委員会などが一体となり移動の利便性、安全性の向上を推進する。

（２）ボランティア活動の推進

地域住民のボランティア活動を支援します。

個別施策	説明
ボランティア活動の支援	ボランティアの活動がしやすいよう、情報の提供や研修などを実施し、支援する。
ボランティアの育成	地域住民がともに支えあう社会の実現のため、ボランティアを育成する。

（３）こころのバリアフリー^{*19}の推進

障害のある人もない人も、人格と個性が尊重されるよう、市民に理解を促す啓発活動を推進します。

個別施策	説明
普及啓発活動の充実	障害のある人への偏見や誤解などを除くために市民に普及啓発活動を行う。
交流教育の充実	心身障害児学級との交流を深め、相互理解を促す。
地域交流の推進	障害のある人と地域住民の交流を図り、相互理解を深める施策を推進する。
福祉教育の推進	学校教育で障害のある人や高齢者の理解を深めるため、体験学習の推進を図る。

（４）情報提供の推進

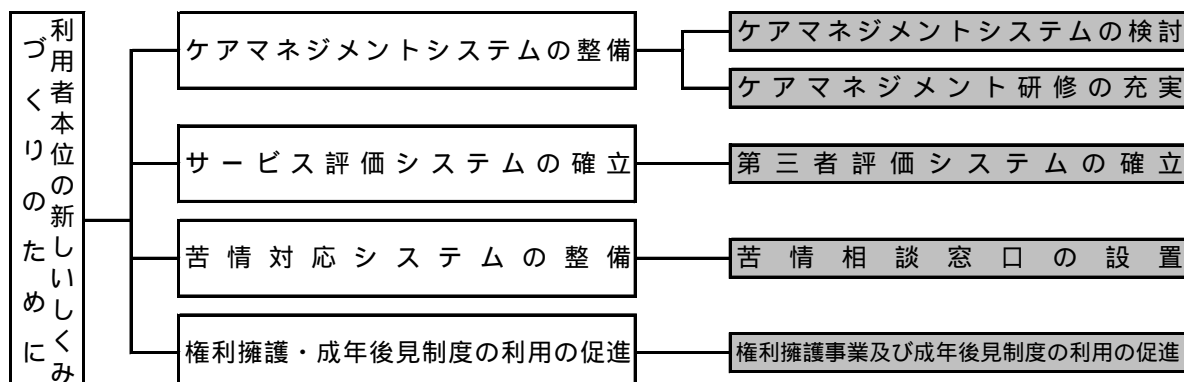
市が実施するサービス情報などを誰もが利用できるシステムの整備を推進します。

個別施策	説明
情報提供システムの整備研究	サービスの利用などの情報を円滑に提供するよう、インターネットなどを利用し、情報提供システムの整備を研究する。

^{*18} 道路の移動円滑化整備ガイドライン 高齢者・障害者などをはじめとする利用者のニーズはもとより、すべての人にとって使いやすいものが望ましいというユニバーサルデザインの考え方にも配慮しており、このガイドラインに沿った整備をすることにより、すべての人にとって使いやすい道路空間としていく。

^{*19} こころのバリアフリー 建物や道路の段差など物理的なバリア(障壁)の解消とは別に、障害のある人に対する誤解や偏見、差別をなくすために普及啓発活動を行うこと。

5 利用者本位の新しいしくみづくりのために ～利用者支援の充実～



*網掛は新規事業

（１）ケアマネジメントシステムの整備

生活の質の向上をめざすため、ケアマネジメントシステムの検討及び職員の質の向上を図ります。

個別施策	説明
ケアマネジメントシステムの整備	支援費制度により、利用者により良いサービスを提供するケアプラン作成のため、ケアマネジメントシステムを整備する。
ケアマネジメント研修の充実	ケアマネジメント研修を実施し、職員の質の向上を図る。

（２）サービス評価システムの確立

質の高いサービスを提供するため、第三者によるサービス評価を実施します。

個別施策	説明
第三者評価システムの確立	サービスの質の向上を図るため、事業者のサービス水準に関して第三者の評価を受け、業務の改善を図る。

（３）苦情対応システムの整備

サービス提供事業者などに対する苦情などに、利用者と事業者間を調整し、必要に応じて指導・助言を行います。

個別施策	説明
苦情相談窓口の設置	利用者からのサービスに対する苦情を受け、双方の事情を聴取し、相談指導、調整する機能を持った窓口を設置する。

（４）権利擁護・成年後見制度の利用の促進

判断能力が不十分な障害のある人に契約の代行や財産管理を支援し、福祉サービスが円滑に利用できるよう、権利擁護・成年後見制度利用促進を支援します。

個別施策	説明
権利擁護事業及び成年後見制度の利用の促進	権利侵害を受けやすい利用者保護のため、代弁機能を発揮する福祉公社の権利擁護事業の利用を促進する。なお、判断能力のない障害のある人が福祉サービスを円滑に利用できるように、成年後見制度の利用を促進する。その際、後見人の受け皿として福祉公社の法人後見を活用する。

整備目標値

1．生活基盤の確立と支援

施策（事業）の内容	平成 13 年度実績	平成 19 年度の目標
相談と生活支援 ・生活支援センター事業等	2カ所	3カ所
ホームヘルプサービス ・ホームヘルパー（派遣時間）	49,780時間	61,000時間
ショートステイ ・ショートステイ＝市単独（定員）	5人	8人
デイサービス ・デイサービス実施施設	2カ所	3ヶ所
知的障害者探索システム ・知的障害者探索事業	0人	30人
知的障害者更生施設 ・知的障害者更生施設入所者数	106人	120人

2．住まいや働く場と活動の場の確保

施策（事業）の内容	平成 13 年度実績	平成 19 年度の目標
住まいの確保 ・グループホーム（定員）	12人	23人
働く場と活動の場の確保 ・授産施設・更生施設 ・小規模作業所（定員）	250人	337人

3．各サービスの供給確保策

（1）相談と生活支援

住み慣れた地域で生活ができるよう、障害にあった相談・援助が行えるよう生活支援センターを整備します。

（２）ホームヘルプサービス

障害にあったホームヘルパーを養成し、民間事業者などの参入を促進してサービス量を確保します。

（３）ショートステイ

民間家屋などを活用して、家族介護を支援するショートステイの利用枠を確保するため整備します。

（４）デイサービス

社会福祉法人などと協力し、身体障害者等の日中活動の場を確保するため施設を整備します。

（５）知的障害者探索システム

民間事業者の知的障害者探索システムを活用して、知的障害者を早期に発見し、安全を確保します。

（６）知的障害者入所更生施設

在宅生活が困難な知的障害者の生活の場として、社会福祉施設の入所枠の確保に努めます。

（７）住まいの確保

障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、社会福祉法人などと協力して、グループホームを整備します。

（８）働く場と活動の場の確保

企業などの就労に馴染めない人の就労の場を確保するため、社会福祉法人や NPO などと協力して、通所授産、通所更生施設や小規模作業所などを整備します。

計画の推進体制

本計画を推進するにあたっては、まず、常設機関としての「障害者計画推進協議会」をより充実させ、障害者計画の進捗状況の把握及び施策内容を定期的に点検していきます。特に介護保険制度との整合性については、介護保険制度が障害者制度よりも優先され、両者の整合性が保たれるよう留意していきます。

同時に、障害のある人の生活状況などの実態を把握するため、定期的に調査を実施し、障害者施策推進の基礎資料としていきます。

計画の進捗状況は、市報やホームページなどを通じて、広く市民に情報提供していきます。

また計画見直しの際には、市民参加による評価組織（計画策定委員会など）を設置するほか、実態調査・関係団体ヒアリング・市民意見交換会などの多様な手法を実施します。